

2020年2月3日

CPD 制度見直しの方向性に関するご意見に関するコメント

土木学会継続教育実施委員会

土木学会 継続教育実施委員会・技術推進機構では、2001年以來の土木学会継続教育（CPD）制度について、これからの時代における「土木技術者の『学び』」を考え、制度の見直しを図ることといたしました。2019年4月1日に公表いたしました「制度見直しの方向性」について、広く土木技術者の皆様からのご意見をおうかがいいたしました（受付期間：2019/4/1～2019/8/31）。これらのご意見の内容を継続教育実施委員会で確認し、下記の通り回答いたします。皆様方のご意見の一部は、今後の新制度の具体化あるいはシステム更新時に反映させていただきます。

お忙しい中ご意見を寄せて頂き、誠にありがとうございました。

意見	回答
新制度について	
組織内の委員会や会議の出席もCPDの対象となるか？	官民間問わず、組織内の委員会や会議は、業務の一環なので、CPDの対象外としている。ただし、組織内研修はCPDの対象である。
建設コンサルタントに所属する技術者は、業務の中で得られた新たな知見を外部に発表するためには「発注者」の了解が必要で、その機会は限定的である。そのため、受注した業務を履行する過程での創意工夫が評価された結果である「表彰」をCPDの対象として認めほしい。	建設コンサルタントに特有な事象ではなく、業務に係る場合は発注者からの了解は必ず必要である。 「表彰」はあくまで結果であり、それまでの過程の学びを対象としている。
従来の業務表彰や資格取得をCPD対象から外するのであれば、論文発表なども外してほしい。論文も結果ではないか	論文発表は、最終的な成果を発表する場でもあるが、成果に至るまでの解析、実験、試験施工などの過程を発表し、学会員や土木技術者と共有することでその技術を高める役割もある。従って業務表彰や資格取得とは異なると考える。また、業務表彰や資格取得までの学びは対象としている。
学協会から会社に申し入れがあり、会社側で人選された方が社命を受けて会合に出席し、技術的な検討についての意見、議論する場合は、CPDの対象かどうか？	委員会等会議の出席については、委嘱状あるいは委員リストの添付でCPDの申請は可能である。業務として、委員会の事務局等を業務として行うのはCPDの対象外である。

意見	回答
国際会議への出席は、「個人宛に委嘱されたものに限る。職務での参加は対象外」となっているが、学校の教職員はこれらの会議に出席する場合、上司等の許可を得て休暇を取得しないで出張扱いで出席することが殆どと思われるため、殆どは職務として参加することとなり、CPDの対象かどうか？	委員会等会議の出席と同様に、国際会議への出席は、委嘱状あるいは委員リストの添付でCPDの申請は可能である。業務として、国際会議の事務局等を業務として行うのはCPDの対象外である
仕事としての業務はCPDとなるのでは？	官民を問わず、仕事としての業務はCPDの対象外である。
CPDの登録事例の紹介	2008年当時のマニュアルに記載していたが、Q&Aを充実したことで現在のマニュアルには記載していない。掲載について、継続教育実施委員会で今後、検討していく。
制度の変更に関する会員への通知	メールニュースやHPで通知している。CPDの登録画面の最初にお知らせ欄をつくり、変更点を登録者が確認できるようにしたい。
『学び』はその行為が個人的なもののようにも捉えられる。	これまでの『継続教育』から、新制度では自主的な『学び』に変更する。自主的な『学び』は、個人的なものから最終的には社会に還元されると考える。
普段の業務におけるOJTを幾分か認めるような配慮が必要	仕事としての業務はCPDの対象外である。
単位等は減らしてほとんどの人が更新できるようにすべき	CPDの目的は、資格の更新だけではなく、技術者が日々勉強して、個人の技術力をアップさせるためのものである。
CPDによる資格更新は、利用者にとって複雑で分かりにくい。	「CPDガイドブック」の利便性の改善およびシステム更新時に利便性に配慮する。
改定時期が年度の途中になる場合は、継続教育の単位取得に影響を及ぼすため、習熟期間あるいは激変緩和措置として、6か月から1年程度の適用猶予期間を設けてほしい。	今後はできるだけそのようにしていきたい。
新制度の適用開始以前のものについては過去の基準が適用されるべき	遡らないものとしている。

意見	回答
登録システムについて	
登録の入力フォームが不親切で、登録に手間がかかる。	登録システムに更新する際に利便性に配慮する。
CPDによる資格更新は、利用者にとって複雑で分かりにくい。	「CPDガイドブック」の利便性の改善およびシステム更新する際に利便性に配慮する。
その他	
ステータスチェックの対象期間を限定することは理解できるが、申し込み日を起算日とした過去一年間に限定することには反対です。	ステータスチェックの対象期間については、今後、委員会で検討する。
審査に時間がかかり過ぎる。	マニュアルの整備、会員への変更内容の周知の工夫、システムの改善を通じて、審査の時間短縮を図る。
「学習」分野の設定はどのように決めているのか	「専門技術分野」は土木学会年次講演会の講演部門に準じ、その他技術を、基礎共通分野、周辺技術分野、総合管理分野に当てはめている。
更新審査料の無償にできないか？	CPDの確認作業を行うために有償としている。